

物品買入れ等指名競争入札指名基準

東京水道株式会社

東京水道株式会社物品買入れ等指名競争入札指名基準

第1 目的

この基準は、東京水道株式会社契約事務規程第24条第1項の規定に基づき、東京水道株式会社（以下「当社」という。）が行う、物品の買入れその他の契約（工事の請負及び業務委託等の契約を除く。）に係る、指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加資格者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 入札参加資格者とは、次のいずれかの条件を満たす者をいう。
 - イ 発注業務に係る東京都の入札参加資格を有し、当該発注案件の要件を満たす者
 - ロ 当社が既発注業務の履行状況が良好と認めた者又はこれと同等の履行能力があると認めた者
- 二 発注業務とは、発注しようとする業務委託等をいう。
- 三 既発注業務とは、既に発注した業務委託等をいう。

第3 指名の判断事項

当社は、入札参加資格者につき、次に掲げる事項について調査の上、第4に定めるところにより指名する。

- 一 経営及び信用の状況
- 二 指名及び受注の状況
- 三 既発注業務の履行状況
- 四 その他発注業務に対する履行能力

第4 指名方法

指名業者は、業者登録に定める登録手続き及び登録審査を完了している業者のうち、以下の条件を満たすものを指名する。

- 一 財務諸表その他により、経営が信頼できること。
- 二 経営規模、取引実績その他の状況により、当該契約の履行が確実であること。
- 三 当該物品の製造、販売に関し相当な経験を有し、かつ、納入成績（納入期限、検査結果等）が良好であること。
- 四 当該物品の納入、保守又は部品等の補給を迅速、適切に行うことができること。
- 五 指名の条件として、前号一から四を満たすことに加え、発注業務の性質上、次に示す条件を指名の条件とすることができる。
 - イ 特殊な技術・設備等を必要とする場合、それらを有する業者であること。
 - ロ 地理的条件に恵まれていること。
 - ハ その他、発注業務単位に必要となる条件を満たしていること。

第5 指名の制限

- 一 不誠実な行為がある者
- 二 経営状態が著しく不健全である者
- 三 関係行政機関等からの情報により不適切であることが明確である者
- 四 その他指名することが不適切であると認められる者

第6 指名業者数

この基準による指名が可能なもの7者以上とする。ただし、契約の性質又は目的等により指名することのできる者が7者に満たない場合は、この限りではない。

第7 その他

- 一 この基準は、指名競争入札以外の他の契約方法についても準用する。
- 二 この基準の運用等の細目は、指名業者選定委員会において定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。